

審決

訂正 2015 - 390047

フランス国、92100・ブローニュービヤンクール、ルート・ドゥ・ラ・レーヌ・148 / 152

請求人 アルカテル - ルーセント

東京都千代田区丸の内 1 - 6 - 5 丸の内北口ビル 2 2 階 岡部国際特許事務所

代理人弁理士 岡部 譲

東京都千代田区丸の内 1 - 6 - 5 丸の内北口ビル 2 2 階 岡部国際特許事務所

代理人弁理士 吉澤 弘司

東京都千代田区丸の内 1 - 6 - 5 丸の内北口ビルディング 2 2 階 岡部国際特許事務所

代理人弁理士 久保田 智樹

特許第 5643429 号に関する訂正審判事件について、次のとおり審決する。

結 論

特許第 5643429 号に係る特許請求の範囲を本件審判請求書に添付された訂正特許請求の範囲のとおり訂正することを認める。

理 由

第 1 . 手続の経緯

本件特許第 5643429 号に係る発明は、2011 年（平成 23 年）5 月 31 日（パリ条約による優先権主張外国庁受理 2010 年 8 月 2 日、欧州）を国際出願日として出願され、平成 26 年 11 月 7 日に特許権の設定登録がなされたものであって、平成 27 年 5 月 19 日に本件訂正審判が請求されたものである。

第2．請求の趣旨及び訂正の内容

本件審判の請求の趣旨は、特許第5643429号の特許請求の範囲を、審判請求書に添付した訂正特許請求の範囲のとおり訂正することを求めるものであって、その訂正（以下、「本件訂正」という。）の内容は、次の訂正事項よりなる。

特許請求の範囲の請求項1，2，4-11を削除する（以下、「訂正事項1」という。）。
特許請求の範囲の請求項3を、請求項2の記載を引用しないようにする（以下、「訂正事項2」という。）。

第3．当審の判断

1．訂正事項1について

（1）訂正の目的、及び、新規事項、特許請求の範囲の拡張又は変更

訂正事項1は、請求項の削除による「特許請求の範囲の減縮」を目的とするものであり、この訂正が、登録された特許権についての明細書、特許請求の範囲又は図面（以下、「特許明細書等」という。）に記載した事項の範囲内においてしたものであって、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものではないことは明らかである。

よって、訂正事項1の訂正は、特許法第126条第1項ただし書き第1号の特許請求の範囲の減縮を目的とするものであり、特許法第126条第5項及び第6項の規定に適合するものである。

（2）独立特許要件

訂正事項1は、「特許請求の範囲の減縮」を目的とするものであるが、請求項の削除であり、独立特許要件の判断に該当する請求項は存在しない。

2．訂正事項2について

（1）訂正の目的、及び、新規事項、特許請求の範囲の拡張又は変更

訂正事項2は、特許請求の範囲の請求項2及び請求項3である、

「【請求項2】

無線通信システム（RCS）の無線アクセス・ネットワーク（RAN）の第1ネットワーク・ノード（BS、RS、MS）から前記無線アクセス・ネットワーク（RAN）の第2ネットワーク・ノード（MS、RS、BS）にデータを送信する方法（MET1、MET2）であって、前記方法（MET1、MET2）は、

- 前記第2ネットワーク・ノード（MS、RS、BS）が、第1データ（D1）をエラーなしで回復できない場合に、前記第2ネットワーク・ノード（MS、RS、BS）から第1否定応答（N1）を送信するステッ

ブ(M1/6)であって、前記第1データ(D1)は、前記無線アクセス・ネットワーク(RAN)の単一のデータ・ソースからのデータまたは前記無線アクセス・ネットワーク(RAN)の単一のデータ・シンクのためのデータである、ステップ(M1/6)と、

- 前記第1データ(D1)および少なくとも第2データ(D2)の重ね合せを適用することによって、前記第1データ(D1)および前記少なくとも第2データ(D2)の組合せ(COMB1、COMB3、COMB4、COMB5)を判定するステップ(M1/11)であって、前記少なくとも第2データ(D2、D9)は、前記単一のデータ・ソースからのさらなるデータまたは前記単一のデータ・シンクのためのさらなるデータである、ステップ(M1/11)と、

- 前記組合せ(COMB1、COMB3、COMB4、COMB5)を前記第2ネットワーク・ノード(MS、RS、BS)に送信するステップ(M1/18)と

を含み、前記少なくとも第2データ(D2)は、それに関して第2否定応答(N2)が前記第2ネットワーク・ノード(MS、RS、BS)から受信されたデータであり、

前記方法(MET1、MET2)は、

- 前記組合せ(COMB1)の推定値から少なくとも1つの以前の送信の前記第1データ(D1)の推定値を減算することによって、前記第2ネットワーク・ノード(MS、RS、BS)で前記少なくとも第2データ(D2)を回復するステップと、

- 前記組合せ(COMB1)の前記推定値から少なくとも1つの以前の送信の前記少なくとも第2データ(D2)の推定値を減算することによって、前記第2ネットワーク・ノード(MS、RS、BS)で前記第1データ(D1)を回復するステップと

をさらに含み、

前記方法(MET2)は、第1ユーザ・データおよび少なくとも第2ユーザ・データの再送信である前記組合せ(COMB1、COMB3、COMB4、COMB5)と前記第1データ(D1)の再送信および前記少なくとも第2データ(D2)の第1送信である組合せ(COMB2)との間で切り替えるステップをさらに含むことを特徴とする方法(MET2)。

【請求項3】

前記切り替えるステップは、以前に受信された否定応答の個数に依存するおよび/または現在の無線リンク品質に依存する前記第1ネットワーク・ノード(BS、RS、MS)でのバッファの充てんレベルに依存する、請求項2に記載の方法(MET2)。」

に基いて、

「【請求項3】

無線通信システム(RCS)の無線アクセス・ネットワーク(RAN)

の第1ネットワーク・ノード（BS、RS、MS）から前記無線アクセス・ネットワーク（RAN）の第2ネットワーク・ノード（MS、RS、BS）にデータを送信する方法（MET1、MET2）であって、前記方法（MET1、MET2）は、

- 前記第2ネットワーク・ノード（MS、RS、BS）が、第1データ（D1）をエラーなしで回復できない場合に、前記第2ネットワーク・ノード（MS、RS、BS）から第1否定応答（N1）を送信するステップ（M1/6）であって、前記第1データ（D1）は、前記無線アクセス・ネットワーク（RAN）の単一のデータ・ソースからのデータまたは前記無線アクセス・ネットワーク（RAN）の単一のデータ・シンクのためのデータである、ステップ（M1/6）と、

- 前記第1データ（D1）および少なくとも第2データ（D2）の重ね合せを適用することによって、前記第1データ（D1）および前記少なくとも第2データ（D2）の組合せ（COMB1、COMB3、COMB4、COMB5）を判定するステップ（M1/11）であって、前記少なくとも第2データ（D2、D9）は、前記単一のデータ・ソースからのさらなるデータまたは前記単一のデータ・シンクのためのさらなるデータである、ステップ（M1/11）と、

- 前記組合せ（COMB1、COMB3、COMB4、COMB5）を前記第2ネットワーク・ノード（MS、RS、BS）に送信するステップ（M1/18）と

を含み、前記少なくとも第2データ（D2）は、それに関して第2否定応答（N2）が前記第2ネットワーク・ノード（MS、RS、BS）から受信されたデータであり、

前記方法（MET1、MET2）は、

- 前記組合せ（COMB1）の推定値から少なくとも1つの以前の送信の前記第1データ（D1）の推定値を減算することによって、前記第2ネットワーク・ノード（MS、RS、BS）で前記少なくとも第2データ（D2）を回復するステップと、

- 前記組合せ（COMB1）の前記推定値から少なくとも1つの以前の送信の前記少なくとも第2データ（D2）の推定値を減算することによって、前記第2ネットワーク・ノード（MS、RS、BS）で前記第1データ（D1）を回復するステップと

をさらに含み、

前記方法（MET2）は、第1ユーザ・データおよび少なくとも第2ユーザ・データの再送信である前記組合せ（COMB1、COMB3、COMB4、COMB5）と前記第1データ（D1）の再送信および前記少なくとも第2データ（D2）の第1送信である組合せ（COMB2）との間で切り替えるステップをさらに含み、

前記切り替えるステップは、以前に受信された否定応答の個数に依存するおよび/または現在の無線リンク品質に依存する前記第1ネットワーク・ノード（BS、RS、MS）でのバッファの充てんレベルに依存する

ことを特徴とする方法（MET2）。」（なお、下線は請求人が付与した。）

とするものであり、請求項2の引用請求項であった請求項3を、独立請求項に書き改めること、すなわち「他の請求項の記載を引用する請求項の記載を他の請求項を引用しないものとする」とを目的とするものである。

したがって、この訂正は、特許明細書等に記載した事項の範囲内においてしたものであって、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものではないことは明らかである。

よって、訂正事項2の訂正は、特許法第126条第1項ただし書き第4号の請求項間の引用関係の解消を目的とするものであり、特許法第126条第5項及び第6項の規定に適合するものである。

第4．むすび

以上のとおりであるから、本件訂正は、特許法第126条第1項ただし書き第1号及び第4号に掲げる事項を目的とし、かつ、同条第5項及び第6項の規定に適合する。

よって、結論のとおり審決する。

平成27年 6月 9日

審判長 特許庁審判官 佐藤 聡史
特許庁審判官 広 島 明芳
特許庁審判官 水野 恵雄

〔審決分類〕 P 1 4 1 . 8 5 1 - Y (H 0 4 W)
8 5 7

審判長	特許庁審判官	佐藤 聡史	8943
	特許庁審判官	水野 恵雄	8220
	特許庁審判官	広 島 明芳	9853